

岩手県告示第728号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成14年岩手県告示第894号）で告示した正法寺鳥獣保護区及び花泉町老松鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 変更後の正法寺鳥獣保護区の区域 奥州市水沢区地内の市道兵士沢線と国道343号との交点を起点とし、起点から市道兵士沢線を南東に進み正法寺国有林岩手南部森林管理署5林班及び4林班と民有林30林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国道343号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

2（1） 変更後の花泉町老松鳥獣保護区の区域 一関市花泉町地内の主要地方道花泉藤沢線と林道宮沢線との交点を起点とし、起点から林道宮沢線を北東に進み市道和興団地線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道開拓第1路線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道田野沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道館平線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道花泉藤沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（2） 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。